

令和4年度

新穂学校後援会だより

令和4年7月吉日
新穂学校後援会長 森田あゆみ
事務局：新穂中学校

会費の納入についてのお願い

盛夏の候、新穂地区の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より新穂学校後援会の事業につきまして、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新穂学校後援会は、昭和23年の発足以来、74年の長きに渡り、新穂地区の小・中学生の活動を支援してきました。児童・生徒がいるご家庭を「正会員」、いないご家庭を「特別会員」として、会費を納入いただき、各学校での諸活動に役立たせていただいております。新穂地区出身の皆様は、その恩恵を受けて、小・中学校時代の学校生活を過ごされてきました。

本年度も、6月14日の評議員会にて会則や内容を確認し、活動をスタートさせました。つきましては、「地域の子どもは地域で育てる」という新穂地区ならではの取組にご賛同いただける方は、今年度も会費の納入にご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- | | | | | |
|---|---------------------------------|------|----------------------------------|--------|
| 1 | 会費 | 正会員 | 在学中の児童生徒の保護者 | 年額700円 |
| | | 特別会員 | 本会の目的に賛同する正会員所帯以外の
新穂地区所帯の代表者 | 一口500円 |
| 2 | 期日 | 正会員 | 6月又は7月（学校諸校費） | |
| | | 特別会員 | 7月19日（火）～8月19日（金） | |
| 3 | 納付 | 正会員 | 学校ごとに諸校費から集めさせていただきます。 | |
| | | 特別会員 | 各集落で定めた方法でお納めください。 | |
| 4 | 昨年度の報告 | | | |
| | (1) 会費総額：480,800円 | | | |
| | (共用運営費30,000円、残り450,800円を3校に配分) | | | |

(2) 各学校の会計報告

新穂小	156,675 円【配当 155,012 円 繰越金 1,663 円】
梨雨邨舎賞盾	4,044 円
学校田謝礼	30,000 円
ボッチャ関連道具	39,605 円
クラブ講師謝礼	2,430 円
イルミネーション寄付	5,000 円
トキっ子学習塾読み聞かせ謝礼	6,350 円
サッカーボール・卓球ボール等	44,235 円
デジタル教材費等	11,970 円
太鼓修理費	6,490 円
【残金】	6,551 円

行谷小	145,932 円【配当 142,358 円 繰越金 3,574 円】
トキ協定書関連	2,242 円
残暑見舞はがき	4,410 円
噴霧器	4,400 円
殺虫剤	5,674 円
保健教材ニュース	16,368 円
網戸等	109,190 円
【残金】	3,648 円

新穂中	384,349 円【配当 153,430 円 繰越金 230,889 円】
大会参加料	
(バスケ、陸上、バレー、野球、テニス)	207,622 円
連盟等登録料	
(バスケ、陸上、バレー、野球、テニス)	59,440 円
用具費・物品費	
(テニスネット、野球ユニフォーム、球場借用代等)	89,696 円
【残金】	27,521 円

※ 中学校の残金は、例年、年度当初の各部活動の大会参加費や連盟等登録料として活用させていただいております。

新穂学校後援会会則

(名称)

第1条 本会是新穂学校後援会と称する。

(目的)

第2条 本会是新穂地区の学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は次の**会員**をもって組織する。

- 1 正会員 在学中の児童・生徒の保護者
- 2 特別会員 本会の目的に賛同する正会員所帯以外の新穂地区所帯の代表者

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 1 副会長 1名
- 1 評議員 各集落より若干名
- 1 幹事 若干名
- 1 顧問 若干名

第5条 本会の役員を選任は次の方法による。

- 1 会長、副会長は評議員会で定める。
- 1 評議員は各集落の推薦によって定める。
- 1 幹事は関係学校職員中から会長が委嘱する。
- 1 顧問は関係学校長に会長が委嘱する。

第6条 本会役員任期は2年(幹事、顧問を除く)とし再任を妨げない。

第7条 本会役員職務を概ね以下のように定める。

- 1 会長は会務を整理し、会議の議長となり、本会を代表する。
- 1 副会長は会長に事故あるときは職務を代理する。
- 1 評議員は会長を助け、運営に関する評議と特別会員の会費の取りまとめを行う。
- 1 幹事は委嘱された事務を行う。
- 1 顧問は会長の求めに応じ、会務に関する助言を行う。

(経理)

第8条 本会の事業及び会計の年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第9条 本会は会費と篤志寄付金等をもって財源とし、歳入歳出を定め、決算を明らかにする。

第10条 正会員は、年額700円を会費とし、本会が指定する方法により納入する。

第11条 特別会員は、一口(500円)以上を会費とし、各集落が指定する方法により納入する。

(会議)

第12条 本会の会議は評議員会、役員会、その他とする。

- 1 評議員会は、第4条で定める役員をもって構成する。
- 1 役員会は、第4条で定める役員(ただし、評議員を除く)をもって構成する。

第13条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

第14条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- 1 評議員会に付すべき事項
- 1 評議員会において議決された事項の執行に関する事項
- 1 その他評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第15条 評議員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- 1 事業計画、事業報告に関する事項
- 1 予算、決算に関する事項
- 1 役員を選任及び解任に関する事項
- 1 会則等の改正に関する事項

第16条 本会の議事は出席者の多数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
(事務局)

第17条 本会の事務局を佐渡市立新穂中学校に置く。

第18条 本会は事務局に次のものを備える。

- 1 会則
- 1 会員名簿兼会費納入簿
- 1 寄付者名簿
- 1 会務日誌
- 1 会計簿

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、評議員会の議決を経て、会長が別に定める。

- * 昭和23年発足
- * 会則改定の経緯は未詳
- * 平成16年6月7日一部改正
- * 令和2年6月15日一部改正